

入会金及び会費規程

一般社団法人 微生物制御技術機構

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 微生物制御技術機構（以下「本機構」という。）定款第11条の規定に基づき、本機構の入会金及び会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本機構の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 個人会員 1万円
- (2) 団体会員 1万円

(年会費)

第3条 本機構の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 個人会員 年1万円
- (2) コンソーシアム会員 年3万円
- (2) 団体会員 年5万円
- (4) 賛助会員 1口年10万円

2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(データダウンロード権利金)

第4条 本機構が提供するデータのダウンロード権利金は以下のように定める。

- (1) 現在確立しているデータダウンロードの権利 200万円
 - (2) 毎年、新規追加されるデータダウンロードの権利 20万円/年
- 2 毎年新規追加されるデータは機構よりメール等で送付する。

(寄付金)

第5条 本機構への寄付金は1口年10万円とする。

(納付)

第6条 年会費は毎年3月に次年度分を前納するものとする。

(変更)

第7条 この規程は、定款第11条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。